

川崎商工会議所では、首都高速道路株式会社の新料金制度に関する要望を次の通り提出いたしました。

国土交通大臣 馬淵澄夫 殿

首都高速道路株式会社 代表取締役 橋本 圭一郎 殿

川崎市市長 阿部孝夫 殿

首都高速道路株式会社の新料金制度について（お願い）

川 崎 商 工 会 議 所

会頭 山 田 長 満

社団法人神奈川県トラック協会

会長 筒 井 康 之

社団法人神奈川県トラック協会川崎支部

支部長 高 橋 浩 治

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、自動車運送業界を始め川崎市の業界団体に対し格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般公表された首都高速道路の料金案では、料金圏が撤廃され上限料金を900円とする距離別料金制となったため、料金圏をまたいだ利用に関してはおおむね減額となっております

しかしながら、1料金圏だけの利用については神奈川線において普通車で最大300円、大型車においては最大600円の値上げとなっております（別表1）。特に川崎市の中で一大物流基地となっている東扇島地区発着では横浜方面への利用料金が軒並み値上げとなっております。

このような料金制度では実質的な値上げとなり産業貨物の流通や国民生活に悪影響をもたらす内容であると言わざるをえません。さらに、本年10月の羽田空港の国際線運行開始や京浜三港（東京・横浜・

川崎)の広域連携の取り組みの進展など、これまで以上に人流物流が活発化する中で、首都圏の中央に位置する本市の優れた立地性を最大限に発揮するためにも首都高速道路の利用しやすい料金設定が必要と考えております。

つきましては、新料金導入に当たっては自動車運送業界を始めとする業界団体の実情をご賢察いただき、更には川崎の持つポテンシャルアップ、首都圏の国際競争力の強化にも繋がる、以下の事項について特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

敬白

記

1、 新料金制度導入(距離別料金案)に際して、営自分離料金(事業用自動車優遇料金)制度の導入ならびに廃止された割引制度の復活および首都高速道路の大口・多頻度割などの既存割引の継続をお願いしたい。

※ 廃止された平日昼間割引(ピーク時割引、オフピーク時割引)の実施。

※ 新料金制度導入にあたっては、旧制度の1料金圏を利用する場合にはほとんどが増額となることから、事業用自動車については現行の料金をMAXとして料金制度を構築すること。

※ 大口・多頻度割や特定区間割、開通記念割などの既存割引の継続実施。特に大口・多頻度割については、廃止された高額回数券と同等の割引率(19%)とすること。

2、湾岸線社会実験の拡充・延長・継続

現在、空港アクセス割が実施されているが東京港・川崎港・横浜港は日本における重要な一大物流拠点であるため、湾岸線の横浜地区から大井地区までの路線を社会実験として利用しやすい料金設定をお願いしたい。

3、環境ロードプライシングの拡充

1998年、川崎では「川崎大気汚染公害訴訟」判決により、川崎内陸部の自動車交通量の総量規制が決定されております。その後、内陸部の環境改善を目的とした湾岸部への交通誘導が進められておりますが、これをさらに効果的なものとするため首都高速道路湾岸線を利用した環境ロードプライシングのさらなる充実をお願いしたい。

例

大師 J C－大黒ふ頭・本牧・幸浦間
大師 J C－空港中央・臨海副都心間
幸浦・大黒ふ頭－空港中央・臨海副都心間



平成 22 年 11 月 17 日

(左から)関部会長、小田副市長、重見副会頭、阿部市長、高橋副会長、神志那常務理事、安藤交通環境委員長



平成 22 年 11 月 30 日

(左から)重見副会頭、高橋副会長、城島衆議院議員



平成 22 年 12 月 3 日

(左から)高橋副会長、魚津副会頭、大沼取締役常務執行役員